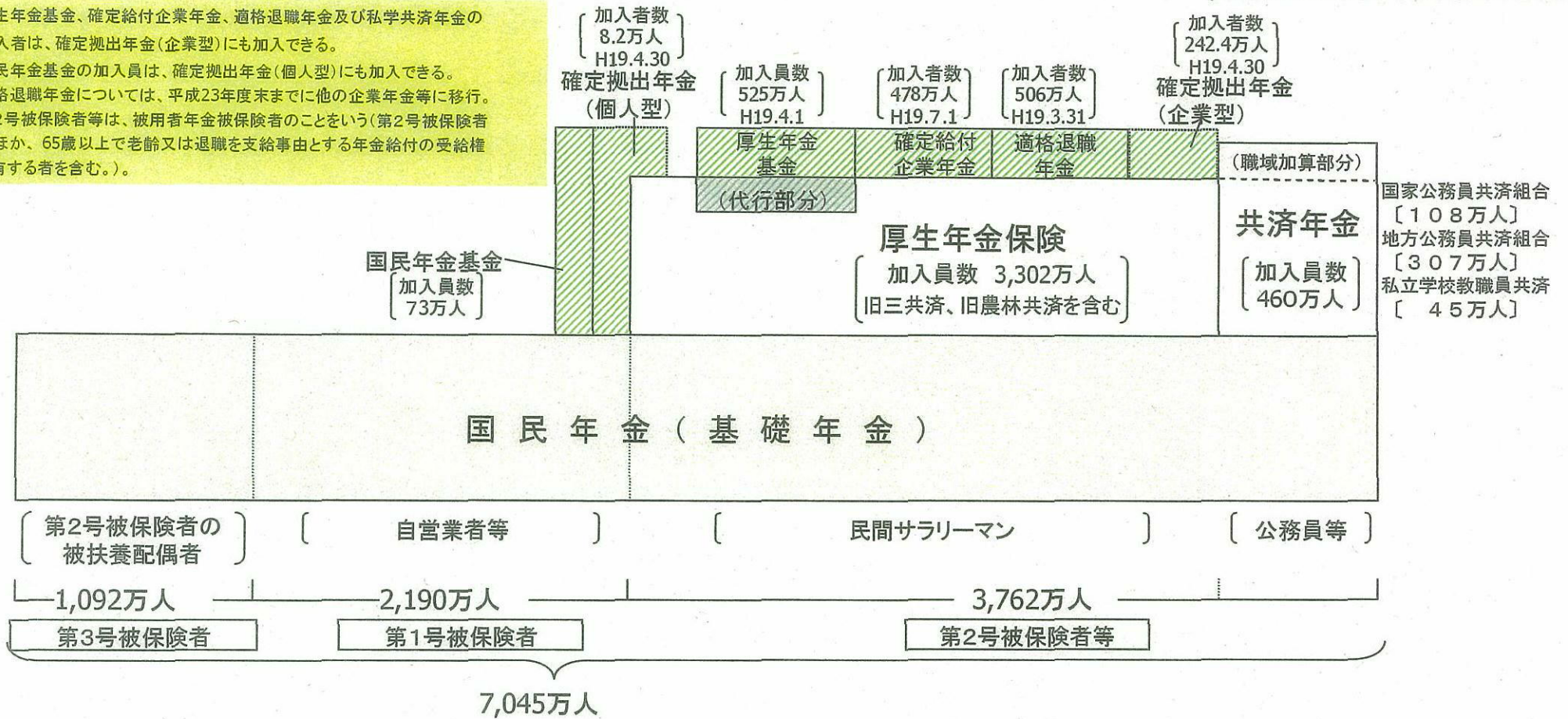


年金制度の体系

(数値は、注釈のない限り平成18年3月末)

- ※ 厚生年金基金、確定給付企業年金、適格退職年金及び私学共済年金の加入者は、確定拠出年金(企業型)にも加入できる。
- ※ 国民年金基金の加入員は、確定拠出年金(個人型)にも加入できる。
- ※ 適格退職年金については、平成23年度末までに他の企業年金等に移行。
- ※ 第2号被保険者等は、被用者年金被保険者のこと(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む。)



- 老齢年金の給付額(平成19年4月)
 - ・ 自営業者(40年加入の第1号被保険者1人分) : 月額 66,008円
 - ・ サラリーマン夫婦(第2号被保険者の厚生年金(平均的な賃金で40年加入)と基礎年金夫婦2人分(40年加入)の合計) : 月額232,592円
- 公的年金受給権者数(平成18年3月末) 3,287万人
- 公的年金受給者の年金総額(平成18年3月末) 45兆7648億円